

参 考 資 料 集

(目次)

○ 年金額のスライドの在り方（マクロ経済スライド）に関する資料

- ・ 過去の年金額スライドの方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 平成元年以降の賃金・物価の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 賃金上昇率、物価上昇率と年金額の伸びとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 現行のマクロ経済スライドの発動条件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・ 財産権に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・ 老齢基礎年金の額の設定の考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・ 標準的な年金受給世帯の年金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ 報道機関からの提言と集中検討会議委員からの指摘・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

○ 第3号被保険者制度の見直しに関する資料

- ・ 年金を受給している夫婦世帯における現役時代の経歴類型・・・・・・・・・・ 15
- ・ 第3号被保険者制度の実態について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・ 公的年金制度に関する世論調査（平成15年2月内閣府）の概要・・・・・・・・・・ 17
- ・ 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書6案・・ 19
- ・ 第3号被保険者制度の見直しに向けた4つの案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ・ 社会保障審議会年金部会 年金制度に関する意見 平成15年9月・・・・・・・・・・ 24
- ・ 持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて（厚生労働省案） 平成15年11月・・ 26
- ・ 平成16年年金制度改革について 与党年金制度改革協議会 平成16年2月・・ 28
- ・ 女性の年齢階級別労働力率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・ 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ・ 男女別完全失業率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- ・ 雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- ・ 主な産業の女性雇用者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ・ 非正規の職員・従業員の割合の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ・ 年齢階級別就業率及び潜在的労働力率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

過去の年金額スライドの方式

昭和48(1973)年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物価スライドの導入 物価変動率が5%を超えて変動した場合に、変動率を基準として年金額を改定 ○ 厚生年金、国民年金ともに、毎年の給付改定は物価スライドで行うこととし、5年ごとの財政再計算時に、厚生年金については賃金再評価、国民年金については国民生活の動向等を踏まえ政策改定することとした。
平成元(1989)年	○ 完全自動物価スライド制を導入。物価スライドの5%枠を撤廃
平成6(1994)年	○ 厚生年金について、賃金再評価を可処分所得の上昇に応じた再評価に変更
平成12(2000)年	○ 厚生年金について、既裁定の年金に関しては賃金再評価を行わず、物価スライドのみ行うこととした。
平成12(2000)年～ 平成14(2002)年	○ 物価下落にかかわらず、特例法により物価スライドを凍結(累積で▲1.7%)
平成16(2004)年～	<p>(本来水準)新規裁定者は賃金変動率、既裁定者は物価変動率に基づき、毎年度自動的に改定。マクロ経済スライドにより給付水準を調整。</p> <p>(物価スライド特例水準)物価スライドのみ行い、物価が上昇しても据置き。</p>

平成元年以降の賃金・物価の状況について

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
消費者物価 上昇率	2.3	3.1	3.3	1.6	1.3	0.7	-0.1	0.1	1.8	0.6
名目賃金 上昇率	3.1	3.8	4.0	2.5	1.5	2.0	1.5	1.4	1.3	-0.3

平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
-0.3	-0.7	-0.7	-0.9	-0.3	0.0	-0.3	0.3	0.0	1.4	-1.4
-0.2	0.5	-1.1	-1.7	-0.4	-0.4	0.3	0.0	-0.5	-0.2	-2.1

(単位:%)

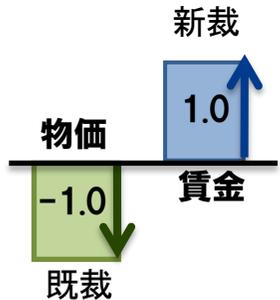
※ 名目賃金上昇率は、『毎月勤労統計』の「決まって支給する給与」(事業規模5人以上、全産業計)の上昇率。

賃金上昇率、物価上昇率と年金額の伸びとの関係

賃金 > 物価

⇒ 原則的なスライドルールを適用

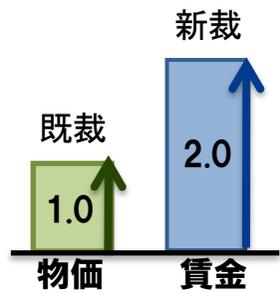
新裁: 賃スラ
既裁: 物スラ



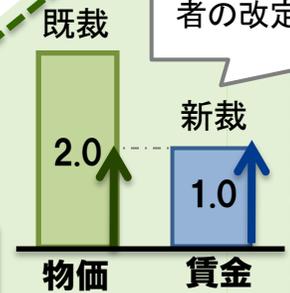
物価 > 賃金 > 0

既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率(=現役世代の賃金上昇率)より大きくなることは、不相当であるため、既裁定者の改定率を、新規裁定者の改定率に合わせている。

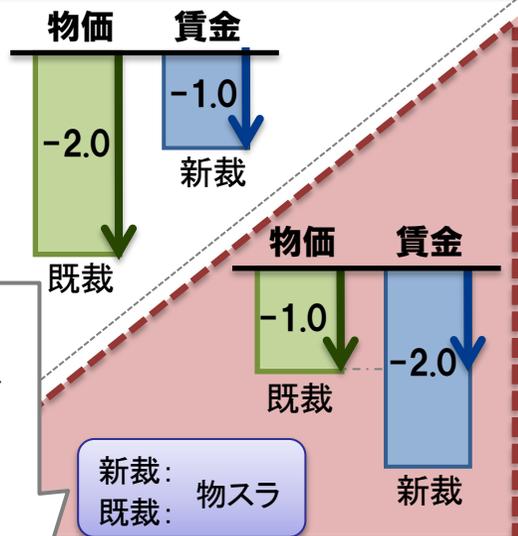
新裁: 賃スラ
既裁: 物スラ



新裁: 賃スラ
既裁: 賃スラ



新裁: 賃スラ
既裁: 物スラ



新裁: 物スラ
既裁: 物スラ

0 > 物価 > 賃金

既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなることは不相当。だが、実質価値を割り込んでまで、既裁定者の改定率を新規裁定者に合わせるのは不相当。よって、ともに物価でスライドさせている。

物価 > 0 > 賃金

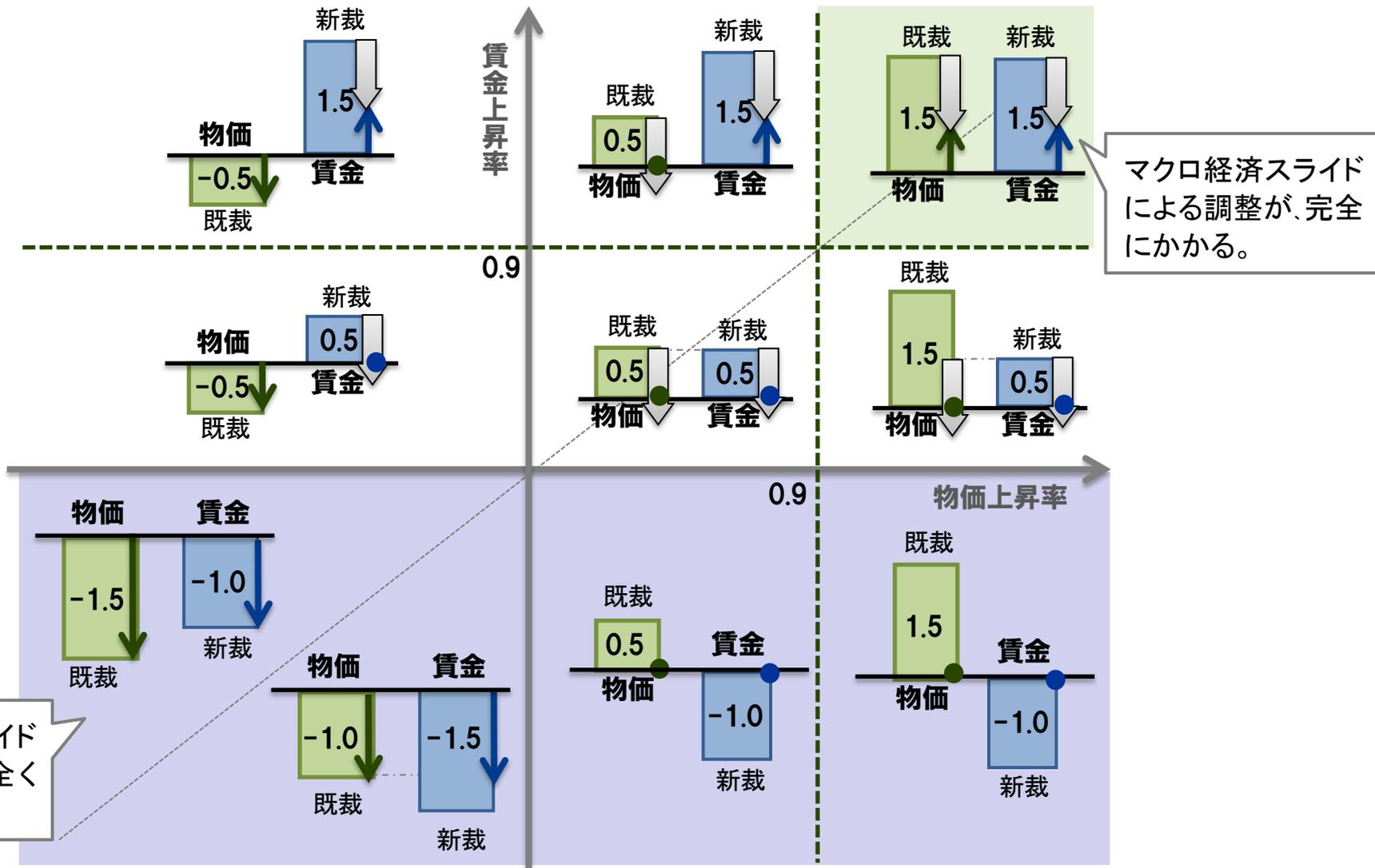
既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなることは不相当。だが、名目額を割り込んでまで、既裁定者の改定率を新規裁定者に合わせるのは不相当。よって、ともにスライドなしとしている。

新裁: 0スラ
既裁: 0スラ

※グラフ中の賃金上昇率、物価上昇率の値は、例示。

現行のマクロ経済スライドの発動条件について

- 調整期間において、マクロ経済スライドが完全に発動されるためには、常に、賃金・物価ともに、スライド調整率を上回っている状態になくなくてはならない。



※ スライド調整率は、平成16年改正当時、調整期間(約20年)の平均として0.9%という値が示されていることから、簡単のため、特にことわりがない限り0.9%と仮定している。ただし、実際には、足下において被保険者の減少率が高いこと等から、23年度で▲1.3%、24年度で▲1.4%、25年度で▲1.3%と、やや高く見込まれていることに留意が必要。

財産権に関する考え方①

政府答弁(平成13年3月13日鉢呂吉雄君提出「農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書」)

I 農業者年金改正のポイント

- 農業者年金は、国民年金の上乗せ給付として、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に加え、農業経営の近代化(若返り)及び農地保有の合理化(農地の細分化防止・規模拡大)という目的を有していた年金制度。
 - 平成12年3月末において、成熟度が270%を超えるに至っており、このままでは遅くとも平成14年度には支払不能となる事態が確実とされていたことから、制度の財政方式を賦課方式から積立方式に変更するとともに、既裁定者の農業者年金のうち経営移譲年金※について、平均9.8%の引下げを行い、従前額保障も行わないこと等の改正を行った。
- ※ 経営移譲年金:農業経営等に供している自分名義の農地等の所有権を後継者に移転するなどして、農業経営から引退した方に税財源によって支給される年金。

II 質問主意書の内容

- 上記の農業者年金の改正内容と憲法が保障する財産権との関係について質問主意書が提出されている。

問1 公的年金制度における既裁定の年金は、憲法が保障する財産権との関係でどのように位置づけられるか。

答 公的な年金制度における既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第29条に規定する財産権である。

問2・3 受給者の年金を削減するということは、憲法上の財産権の侵害に当たらないのか。また、契約違反とはならないのか。財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるのは、どのような場合か。特に、今回の改正案を提出しようとする背景と言われている年金財政上の問題をもって減額することは妥当か。また、妥当とする場合、その理由は何か。

答 財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和53年7月12日最高裁判所大法廷判決(以下「昭和53年最高裁判決」という。)では、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

問4 財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるとした場合、その水準については、どのように考えるか(財産権の侵害には当たらないとする年金減額の水準の考え方)。

答 既裁定年金額の引下げは、受給者の老後の生活の安定、現役世代の負担能力、更には年金財政に占める国庫助成の割合などとの関連において、合理的と判断される範囲にとどまるべきものであると考えている。

問5 以上の問いを踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を9.8パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件につき、自分名義の農地等が五十アール以上の経営者を当然加入としていたこと等との関連から、その年金額を削減することの妥当性については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

答 今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和53年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討すると、

- ・ 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成で賄っているものであること
- ・ 年金額引下げの水準は、月額2千円から4千円で、高齢夫婦世帯の消費支出の1パーセント程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと
- ・ 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができること

から、農業者年金制度が一定規模以上の農地等を保有する農業者を当然加入とするものであるとしても、当該引下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第29条に照らしても許容されるものと考えている。また、現行制度をそのまま継続した場合には、遅くとも平成14年度には年金財政が払底し、農業者老齢年金の給付等に要する費用を賄うため保険料の大幅な引上げが求められる状況に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間の公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

財産権に関する考え方②

○ 既裁定年金に関する裁判例

平成元年12月27日札幌地方裁判所「滝川労基署長傷病補償給付金変更処分取消等」

- ・ 憲法29条1項により保障される財産権には公法上の権利も含まれ、したがって、労災保険法或いは厚生年金保険法上の保険給付請求権が憲法29条1項によって保障されることは明らかである。

○ 既裁定年金の年金減額に際しての配慮措置例

(例1) 国会議員互助年金廃止法(平成18年4月1日施行)による既裁定者の年金減額

国会議員互助年金の廃止の際、既裁定者については、以下の区分に応じ既裁定年金額に当該割合を乗じて得た額を支給した。(最大で10%減額(※)。)

※地方議会議員年金制度も、制度改正により既裁定者については10%減額とされ、廃止の際にも減額措置が継続された。

※また、国会議員互助年金制度、地方議会議員年金制度には、高額所得者に対する既裁定年金を支給停止する仕組みもある。

<国会議員互助年金廃止の際の減額の例>

H6.12以後の退職者 100分の90 H2.7～H6.11の退職者 100分の92
S59.4～H2.6の退職者 100分の93 S56.4～S59.3の退職者 100分の95
S56.3以前の退職者 100分の100

(例2) 被用者年金一元化法案(平成19年4月国会提出、審議未了のまま衆議院解散により平成21年7月廃案)による既裁定者の年金減額

恩給期間に係る給付額を一律27%減額することとした。ただし、憲法上の財産権である既裁定年金の保障や受給者の生活の安定の観点から、恩給期間(27%減額)と共済期間(減額なし)を合計した給付額全体に対する減額率は10%を上限とした。

財産権に関する考え方③

○ 既裁定者の年金額の算定方法を変更し、給付水準の引下げを行った過去の事例(公的年金制度)

(例1)厚生年金の5%適正化(平成12年)

- ・ 将来の保険料負担の伸びを抑制するため将来の給付総額を抑制することとし、その一環として、厚生年金の報酬比例部分の年金額の算定方式に係る給付乗率を、経過的な乗率も含め、全て5%引き下げることにした。
- ・ ただし、経過措置を講じ、新たに年金を受給することとなる者を含めた全受給者について、新しい年金額裁定式による年金額が、物価スライドを含めた改正前の年金額算定式による年金額を下回る場合には、物価スライドを含めた改正前の年金額算定式による年金額を保障することとされた。

【5%適正化前(物価スライド付き従前額)】

$$\left[\begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{平成6年の賃金水準} \\ \text{で再評価(固定)} \end{array} \right] \times \frac{7.5}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数} \times 1.031 \times \frac{\text{物価上昇率}}{\text{賃金上昇率}}$$

物価で増える。



【5%適正化後】

$$\left[\begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{平成12年以降の賃金} \\ \text{水準で再評価。} \end{array} \right] \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$$

賃金で増える。

賃金上昇率 > 物価上昇率の経済状況が続けば、いずれは改正後の算定式で計算した年金額が、従前の計算式で計算したものを上回る。

(例2) JR共済の制度間事業(平成元年)

- ・平成2年度～平成8年度において、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直し(公的年金の一元化)が完了するまでの間の当面講ずべき措置として、厚生年金、共済年金の老齢・退職年金給付のうち「共通部分」について、費用負担を調整するための事業が行われた。(制度間調整事業)
- ・具体的には、厚生年金、NTT共済、地方共済、私学共済、農林共済が、JR共済、JT共済を財政支援するものであり、この際、JR共済の自助努力(年額1,850億円)の一環として、既に受給している年金のうち退職時特別昇給分の削減が行われた。(総額50億円相当) ※

(例3) 共済年金の昭和61年改正(昭和61年)

- ・共済年金の年金額の算定は、従来、『一般方式(=俸給年額に組合期間に応じた率を乗じる方式)』と『通年方式(=定額部分と俸給年額に比例した部分を合算する方式)』のうち、いずれか有利な方式で算定することとされていた。
- ・昭和61年の共済年金改正では、既に受給している年金のうち、従来、一般方式で年金額が計算されているものについては、通年方式で裁定替えを行うこととした。
- ・この結果、年金額が下がる者については従前額が保障されるが、この場合、通年方式による年金額が物価スライドされていって従前額に達するまでは、当該額は名目額据え置きとされた。また、俸給年額についても、従来の退職前1年の平均本俸に一定の乗率をかける方式から、全期間の平均標準報酬月額を基礎として計算する方式に改められた。

※ 昭和50年代以降、一定年齢以上の勤奨退職者については、原則として全員に約3.5年分の退職時特別昇給が行われ、その金額がそのまま年金額に反映されていた。(平均でみて、約7%の年金額の上昇に相当した。)

老齡基礎年金の額の設定の考え方について

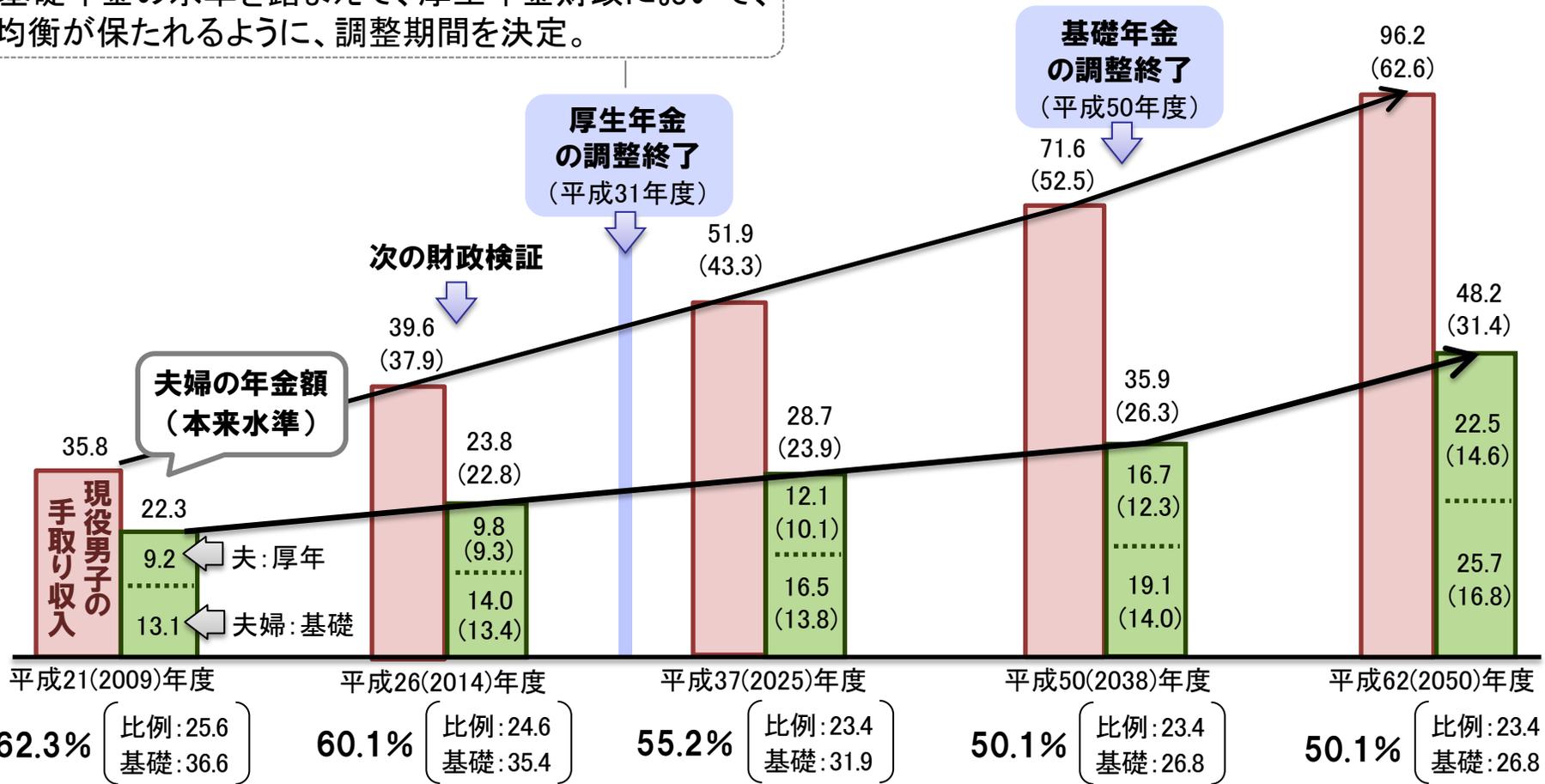
- 昭和60年改正による基礎年金制度の導入後、平成6年改正までは、基礎的消費支出の状況等を勘案して政策改定を実施。なお、平成6年改正では、65歳以上単身無業者ではなく全世帯の伸びを勘案する方法に変更。
- 平成12年改正以降は、消費者物価上昇率に対応して改定。
- 平成16年改正で、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率により、自動的に毎年度改定される仕組みとしつつ、マクロ経済スライドを導入し、2038年度までの間、給付水準を調整。

改正年	金額	設定の考え方
昭和60年	600,000円 (月額50,000円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して設定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 47,600円
平成元年	666,000円 (月額55,500円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して改定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 53,100円
平成6年	780,000円 (月額65,000円)	全世帯の消費水準の伸び、全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び等を総合的に勘案して改定。 (参考) 全世帯の消費水準の伸び: 17.4% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び: 16.6%
平成12年	804,200円 (月額67,017円)	消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率: 3.1% 全世帯の消費水準の伸び: 0.6% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び: 1.5%
平成16年	780,900円 * 本来水準 (月額65,075円)	(本来水準) 消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率: Δ 2.9% 全世帯の消費水準の伸び: Δ 6.1% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び: Δ 8.8%
	794,500円 * 物価スライド特例 (月額66,208円)	(物価スライド特例水準) 消費者物価上昇率を勘案して改定するが、物価スライド特例法により、平成11~13年の消費者物価の下落分を据え置いたもの。 (参考) 平成11~13年の消費者物価上昇率: Δ 1.7% * 平成17年度以降は、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率に基づき自動的に改定。2038年度までマクロ経済スライドで調整。

標準的な年金受給世帯の年金額(夫婦の基礎年金+夫の厚生年金) ～平成21年財政検証結果(基本ケース)～

①まず、国民年金財政において、財政均衡期間(財政検証を行う年から概ね100年間)の終了時に、給付に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ均衡が保たれるよう、基礎年金部分の調整期間を決定。

②将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金財政において、同様に均衡が保たれるように、調整期間を決定。



※ 一般的には、基礎年金と報酬比例部分で、調整期間は必ずしも一致するものではない。(平成16年財政再計算では一致していた(平成35年度)。)

※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

12 ※ 図中の年金額は各年度の名目額(月額・単位:万円)。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

保険料水準固定方式によるマクロ経済スライド

－ 厚生年金（夫婦2人の基礎年金含む）－

【厚生年金の最終保険料率18.3%（本人9.15%、事業主9.15%）】

（国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成
平成17(2005)～20(2008)年度は、3分の1に加え1000分の11を国庫負担（平成16(2004)年度は、3分の1に加え272億円を国庫負担）

名目金額
(万円)

※それぞれの年に年金を受給し始めたときの年金の給付額を表示

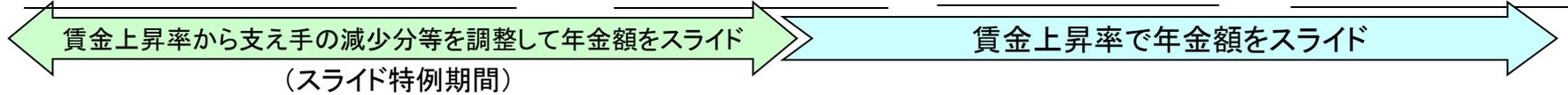
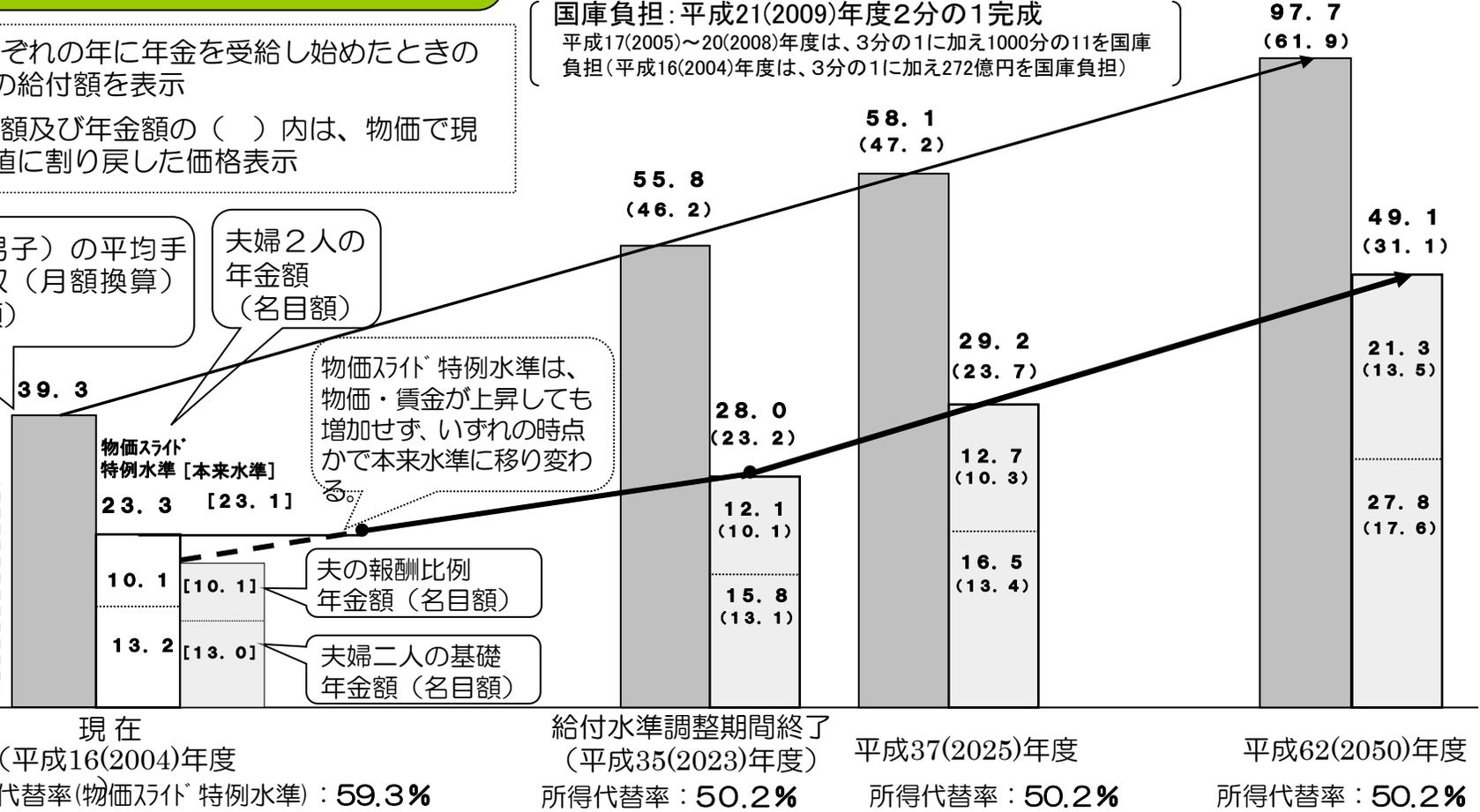
※賃金額及び年金額の（ ）内は、物価で現在価値に割り戻した価格表示

現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）
(名目額)

夫婦2人の年金額
(名目額)

物価スライド特例水準は、物価・賃金が上昇しても増加せず、いずれの時点かで本来水準に移り変わる。

○「物価スライド特例水準」は、物価スライド特例により1.7%かさ上げされた、現に受給者に支払われている年金水準。
○「本来水準」は、1.7%のかさ上げのない水準。



	平成16(2004)年度 物価スライド特例水準 [本来水準]	平成35(2023)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
報酬比例	10.1万円 [10.1万円]	12.1万円 (10.1万円)	12.7万円 (10.3万円)	21.3万円 (13.5万円)
基礎年金(夫婦2人分)	13.2万円 [13.0万円]	15.8万円 (13.1万円)	16.5万円 (13.4万円)	27.8万円 (17.6万円)

※（ ）内は物価で現在価値に割り戻した価格表示

○ 報道機関からの提言と集中検討会議委員からの指摘(マクロ経済スライドの見直し)

朝日新聞	日本経済新聞	産経新聞
<p>・04年の年金改革では、年金の水準を少しずつ自動的に下げることにした。だが、「年金の名目額はできる限り下げない」との特例を設けたため、デフレのもとで年金の水準が上がってしまった。<u>年金の将来を考えると、デフレに対応して水準を引き下げる必要がある。</u></p>	<p>・<u>少子高齢化が進むなかで、年金の持続性を高めるため、マクロ経済スライドを着実に実行し給付額を実質的に抑える。給付の名目下限を外し、デフレ下でも適用する。</u></p>	<p>・年金改革の避けて通れない3つの課題は、 ① 高齢者同士の助け合い ② 給付水準の抑制 ③ 支給開始年齢の引き上げ</p> <p>・給付水準の抑制…“社会の実力”以上の年金給付を続けるわけにはいかない。</p> <p>・<u>デフレ経済下では機能しない「マクロ経済スライド」の見直しが必要であり、新たな自動調整機能を導入する必要。</u></p>

(第3回 社会保障改革に関する集中検討会議 (H23. 2. 26) 配布資料より)

岡村幹事委員 (日本商工会議所会頭)	吉川幹事委員 (東京大学大学院経済学研究科教授)	宮島幹事委員 (日本テレビ解説委員)
<p>・厚生労働省案(注。総論段階の案)を拝見すると、…(中略)…年金財政の持続可能性の確保のための具体的な手段として、例えば、「<u>デフレ化でのマクロ経済スライド調整を実施する</u>」、「<u>支給開始年齢を引き上げる</u>」、医療・介護分野においても「<u>患者や利用者の負担割合の引き上げる</u>」など、<u>これまで議論されてきた事項について触れられていない。具体的な改善案を早急に作っていく必要がある。</u></p>	<p>・いづれにしても、効率化ということは、歳入増を図るということと同時にどうしても避けて通れないことである。その上で、効率化について具体的に政府が示す必要がある。年金についても本当に支給開始年齢が65歳でいいのかどうか。他の先進国の状況を考えると引上げが必要かもしれない。<u>既にルールとしてあるいわゆるマクロ経済スライドも、現行ではデフレ下でやらないことになっているが、それもやる必要があるかもしれない。</u></p>	<p>・例えば、これまで議論をされたが記述がないものとしては、<u>年金のマクロスライドをデフレ化でも実施することを書くべきであるし、年金の保険料の負担の公平化だけではなくて、給付の面でも高い年金を給付されている方や高所得者の年金の見直しは必要である。</u></p>

(第6回 社会保障改革に関する集中検討会議 (H23. 5. 12) 議事要旨より)

年金を受給している夫婦世帯における現役時代の経歴類型

○年金を受給する夫婦世帯のうち、夫の現役時代の経歴が正社員中心であった世帯は79.3%

○夫の経歴が正社員中心であった世帯のうち6割以上の世帯では、妻が厚生年金に本格的に加入していなかったものと考えられる。

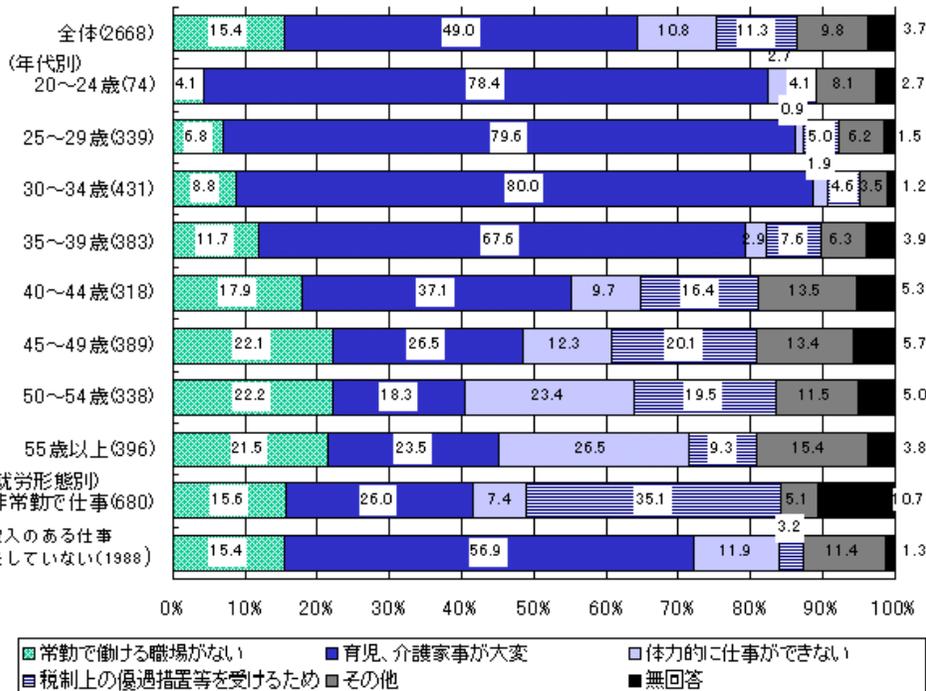
		妻の現役時代の経歴類型							
		合計	正社員中心	常勤パート中心	アルバイト中心	収入を伴う仕事をしていない期間中心	中間的な経歴	自営業中心	不明
夫の現役時代の経歴類型	合計	100.0	19.5	6.7	4.4	26.3	20.4	7.5	15.1
	正社員中心	79.3	17.2	5.6	3.2	23.8	17.6	1.8	10.1
		(100)	(22)			(63)		(2)	(13)
	常勤パート中心	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	-	-	-
	アルバイト中心	1.3	0.2	0.1	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2
	自営業中心	9.0	0.8	0.2	0.5	1.2	0.4	4.6	1.3
	収入を伴う仕事を していない期間中心	0.2	0.0	-	-	0.1	-	-	0.0
	中間的な経歴	2.6	0.3	0.3	0.1	0.2	1.3	0.0	0.4
不明	7.3	0.9	0.3	0.2	0.8	1.0	0.9	3.2	

注) 「正社員中心」とは20歳から60歳までの40年間のうち20年を超えて正社員等であった経歴を持つ方であり(他も同様)、「中間的な経歴」とはいずれの職業も20年以下であるような経歴の方である。

第3号被保険者制度の実態について

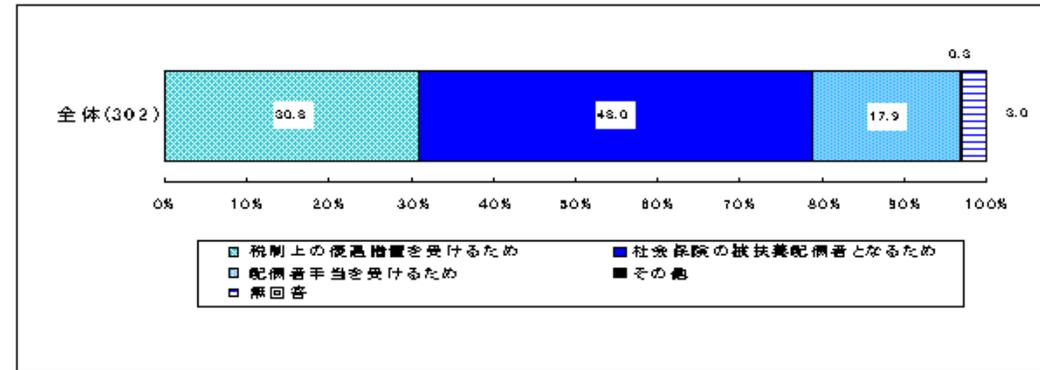
- 第3号被保険者制度が女性の就労に悪影響を与えているとの指摘について、以下の調査結果がある。
- 第3号被保険者が常勤の仕事をしていない理由として、「税制上の優遇措置や扶養家族としての取扱いを受けられるようにするため」をあげているのは、全体の11.3%。
その内の48.0%が「社会保険の被扶養配偶者となるため」を理由としている。

第3号被保険者が常勤の仕事をしていない理由(年代別、就業形態別)



「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」の具体的理由

(常勤の仕事をしていない理由として「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」をあげた第3号被保険者)



(注)常勤の仕事をしていない理由として「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」をあげた第3号被保険者は全体の11.3%である。

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討報告書より抜粋
女性パートタイム労働者等に関する調査(平成9年3月厚生省年金局)

『公的年金制度に関する世論調査(平成15年2月 内閣府)の概要 (抜粋)』

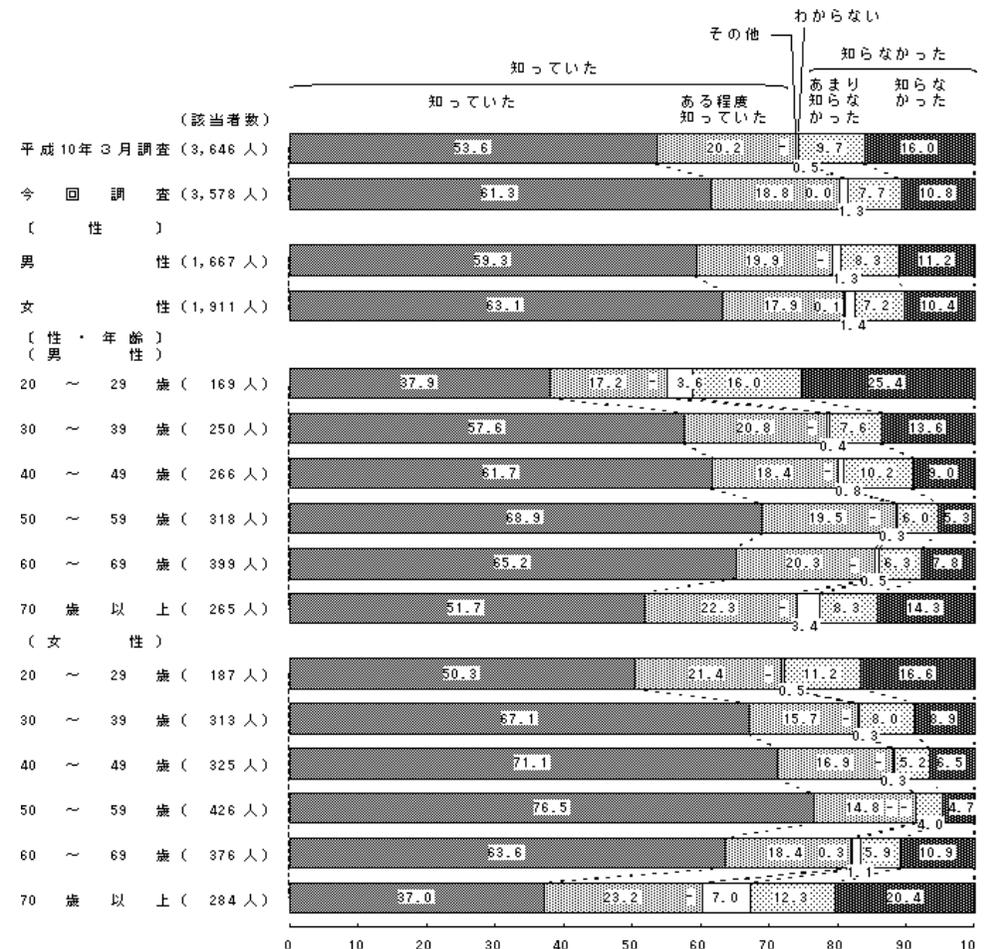
6 第3号被保険者制度について

(1) 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

サラリーマン家庭の専業主婦等は、現在の制度においては、国民年金の保険料を負担する必要はなく、その配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により、老後等に国民年金(基礎年金)が給付される仕組みとなっているが、このことを知っていたか

図16 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

	平成10年3月		平成15年2月	
・知っていた	73.8%	→	80.1%	(増)
知っていた	53.6%	→	61.3%	(増)
ある程度知っていた	20.2%	→	18.8%	
・知らなかった	25.7%	→	18.5%	(減)
あまり知らなかった	9.7%	→	7.7%	(減)
知らなかった	16.0%	→	10.8%	(減)

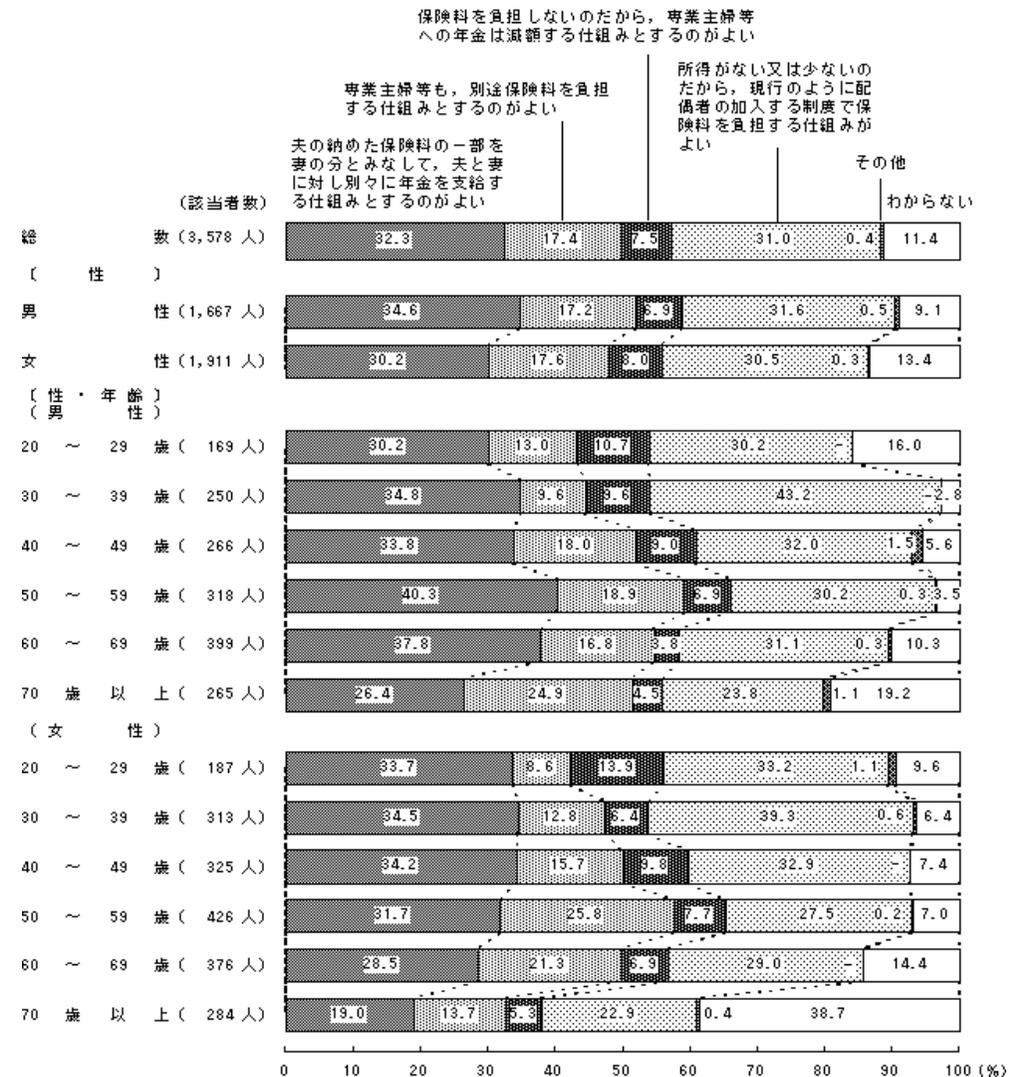


(2) 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

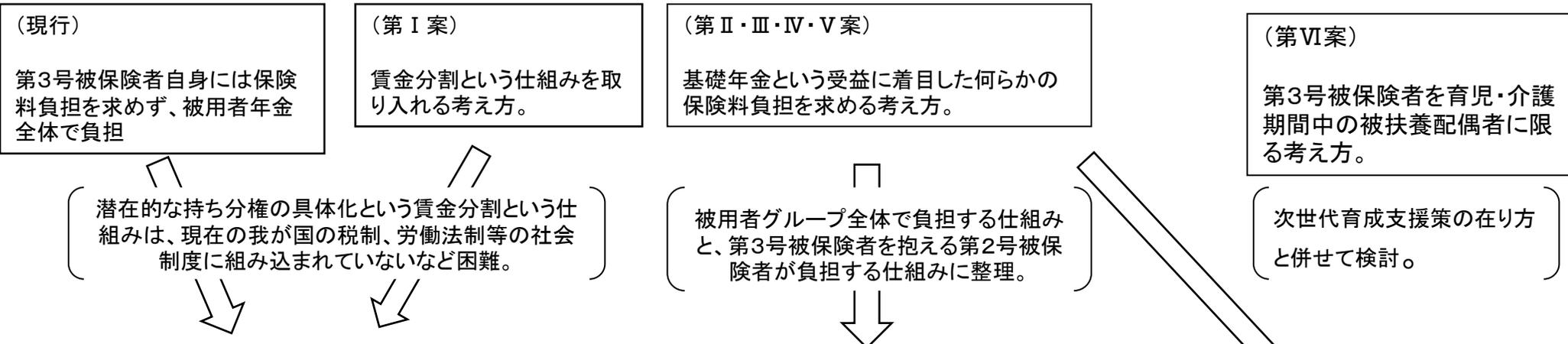
専業主婦等の年金の給付と負担のあり方について、どのように考えるか

図17 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

- 平成15年2月
- ・夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい **32.3%**
 - ・専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい **17.4%**
 - ・保険料を負担しないのだから、専業主婦等への年金は減額する仕組みとするのがよい **7.5%**
 - ・所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい **31.0%**

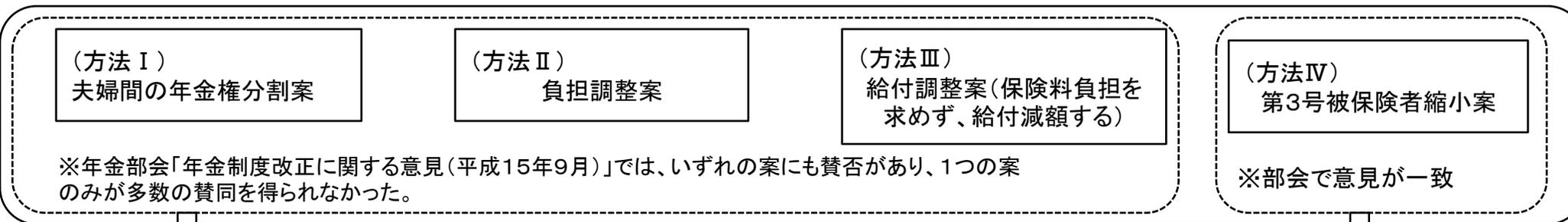


【女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書（平成13年12月） 6案】



【社会保障審議会年金部会で検討】

(平成14年12月厚生労働省としてとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において、上記6案を基に4案に整理。この整理を基に検討を進めた。



現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担に向けて制度を見直していく。

応能負担という厚生年金の原則を変更し、受益に応じた負担を求めることが妥当であるかという問題。世帯単位での給付と負担の公平が崩れる問題、追加負担分についての事業主負担や保険料徴収事務の問題。

全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという問題

【厚生労働省案 持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(平成15年11月)】

第2号被保険者が納付した保険料は、給付算定上夫婦が共同負担したものとみなすこととして、納付記録を分割し、この記録に基づき夫婦それぞれに給付を行う、年金分割制度を導入。

短時間労働者への厚生年金の適用拡大により第3号被保険者を縮小。

第3号被保険者制度の見直し案

(女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書)

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
現行	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—夫—定率負担】</p> <p>通常は所得のない第3号被保険者に独自の保険料負担を求めるとせず、第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担するもの。</p>
第Ⅰ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—妻—定率負担】</p> <p>潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担の仕組みを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。</p>
第Ⅱ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—妻—定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、第1号被保険者と同額（現在13,300円）の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>第3号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考え方から保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅲ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号被保険者の保険料と同額（13,300円）を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>所得のある者から保険料負担を求めるという考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる</p>

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
第Ⅳ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—一定率負担】</p> <p>まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅴ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担をより徹底した形で負担能力に応じて負担—夫—一定率負担】</p> <p>夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高賃金者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。</p> <p>片働き世帯が相対的に高賃金であることに着目して、高賃金者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>
第Ⅵ案	<p>第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み（その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める。）。</p> <p>第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>

第3号被保険者制度の見直しに向けた4つの案 (年金改革の骨格に関する方向性と論点)

	考え方	仕組みの概要
【方法Ⅰ】 夫婦間の年金権分割案	<p>様々な生活実態に応じて必要な保障を行う公的年金の機能を確保しつつ、年金給付算定上、世帯の賃金が分割されたものとして評価することにより、夫婦の間で年金権の分割を行い、同一世帯内において個人はそれぞれ負担を行い、給付を受けると擬制する考え方。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2号被保険者と第3号被保険者の夫婦において、保険料負担は、従来どおり、第2号被保険者が勤務する事業所を通じて、その標準報酬に応じた保険料を納付する。 ○ 年金給付については、第2号被保険者の標準報酬が第3号被保険者との間で分割されたものとして評価する。この場合、第3号被保険者は、基礎年金に加えて、報酬比例年金を有する。
【方法Ⅱ】 負担調整案	<p>第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。</p>	<p>《方法Ⅱ－1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎年金に関する負担について、被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる。（負担の一部を受益に応じた負担とする。） ○ 例えば、第2号及び第3号被保険者に対して一律に国民年金保険料の半額（現在は、13,300円／2＝6,650円）に相当する定額保険料の負担を求め、残りの費用については第2号被保険者の間で定率で負担する。 <p>《方法Ⅱ－2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて設定する。 ○ 第3号被保険者に関する拠出金負担に要する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する。

	考え方	仕組みの概要
<p>【方法Ⅲ】 給付調整案</p>	<p>第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。</p>	<p>《方法Ⅲ－1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3号被保険者について国民年金の免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。 ○ 現在であれば、基礎年金給付は1／3となり、基礎年金国庫負担割合の1／2への引上げ後であれば、基礎年金給付は1／2となる。 ○ 第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。 <p>《方法Ⅲ－2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一部に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。 ○ この場合、例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、国庫負担割合が1／2であれば、基礎年金給付は3／4となる。 ○ 方法Ⅲ－1同様、第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。
<p>【方法Ⅳ】 第3号被保険者縮小案</p>	<p>現実に約1,000万人の第3号被保険者が存在していること等を踏まえ、当面、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、その対象者を縮小していく考え方。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小していく。 ○ この場合、片働き世帯が共働き世帯よりも相対的に高賃金であることに着目して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求める一方、現行の標準報酬の上限を超える部分は給付に反映されない仕組みとし、実質的に第3号被保険者に関する保険料負担についての不公平感を縮減することも考えられる。

『社会保障審議会年金部会 年金制度改革に関する意見 平成15年9月（抜粋）』

Ⅲ. 次期制度改革における個別論点についての考え方

5. 女性と年金

(3) 第3号被保険者制度

○ 第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養される配偶者（主に妻）の年金権の確立という観点から昭和60年改正において導入されたものである。これにより、1階部分の基礎年金の給付については個人単位の給付とされたが、2階部分の厚生年金の給付は従来どおり第2号被保険者（主に夫）名義のままとなっている。

その後、女性の社会進出や世帯類型の多様化などを受け、片働き世帯と共働き世帯・単身世帯との間の給付と負担の不公平の問題が指摘されることとなった。

○ 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。

○ 本部会の議論では、前述の(1)の観点に立つ場合であっても、少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。

ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。

<年金分割案>

・ さらに、前述の(2)の観点に立ち、現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながらも、できるだけ個人単位での給付と負担の関係に向けて整理していくという考え方から、「年金分割案」（第2号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割しておき、この記録に基づき夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととするもの）も、女性の貢献が目に見える形になり、現段階における一つの現実的な案であるという意見があった。

・ この場合、第3号被保険者であった者が就労すれば、分割された納付記録に自らの実際の就労による納付記録が継続され、年金保障は充実していくこととなる。

この第3号被保険者期間についての年金分割案は、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、分割によらなくても、第2号被保険者として自らの就労により負担し給付を受けられることが一般的となるまでの過渡的なものとして位置付けられるべきであるという意見があった。

- ・ なお、年金分割案については、将来受給権として発生する年金権は一種の財産権であり、納付記録を分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要との意見があった。
一方で、分割を認めることとした場合でも、実際には負担することなく基礎年金が支給される点は変わらない、離婚しない大多数の夫婦にとって、年金を分割する意味はあまりないとの意見があった。
また、第3号被保険者に限定した年金分割だけでは理解が得にくいのではないかと、共働き世帯等についても分割を検討していくべきではないかとの意見があった。一方で、婚姻継続中の分割については、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多いとの意見があった。

<負担調整案>

- ・ また、前述の(2)の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合、基礎年金という受益に着目した一定の負担を求める「負担調整案」が考えられる。この場合、現実に第3号被保険者も保険料を負担して給付を得るものであり、共働き世帯や単身世帯との不公平感を是正する上で現実的という意見があった。
一方で負担調整案については、応能負担という厚生年金の原則を変更するのは不適當である、また、世帯の合計賃金が同じでも、片働き世帯にだけ特別な負担を求めると共働き世帯よりも保険料が高くなるので公平ではないという意見、事業主の負担や保険料徴収事務の問題があるとの意見があった。

<給付調整案>

- ・ 同様に、(2)の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合において、受益に応じた負担が現実に困難であれば、基礎年金の給付をある程度減額する「給付調整案」が考えられる。
給付調整案については、第1号被保険者の負担との公平性からみて適切であるとの意見がある一方で、全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという意見があった。
- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
 - その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適當ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。
 - なお、第3号被保険者制度の在り方は、基礎年金制度をどのように見直していくかという問題と関係しており、税方式化する場合は問題はなくなる、報酬比例方式化する場合には無・低年金を防ぐ年金分割案が意味を持つ、という意見があった。

『持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案) 平成15年11月(抜粋)』

第4章 多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度

4. 女性と年金

女性と年金に関わる課題については、女性の社会進出、就業形態の多様化等、個人の生き方、働き方の多様化に対応した年金制度とし、また、女性自身の貢献が実る年金制度を実現する観点から、必要な見直しを行う。

見直しに当たっては、今後、国民皆年金を維持することを前提としつつ、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなることを展望して、できる限り一人一人が負担能力に応じて保険料を納め、その拠出に応じた給付を受けることにつながる仕組みとなることを目指す。

以上のような将来展望の下、第3号被保険者制度や離婚時の年金分割、遺族年金制度の見直しについて、整合性のとれた見直しを行う。

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していく。
- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から、年金分割を導入する。
- 離婚時に厚生年金の分割が可能となる仕組みを創設する。
- 遺族年金制度について、自らの保険料納付が反映される制度への見直し、子のいない若齢期の遺族配偶者に対する給付を5年とするなどの見直しを行う。

(1) 第3号被保険者制度の見直し

- 第3号被保険者制度は、第2号被保険者とその者に扶養される配偶者に係る給付について、1階部分の基礎年金については個人単位の給付とし、2階部分の厚生年金の給付は第2号被保険者名義のものとしている。
- 現行のこの仕組みでは、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。
しかしながら、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位で見て給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきとする考え方がある。
また、世帯単位で見た場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきとの考え方もある。
- この問題については、まず、就業形態の多様化等の状況を踏まえ、短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、自ら負担しそれに応じた給付を受ける者を増やしていき、第3号被保険者を縮小していく。

<第3号被保険者期間についての年金分割案>

- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から、また、女性の貢献が目に見える形になるということから、年金分割を今回改正で導入することが考えられる。
- この仕組みでは、第2号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割し、この記録に基づき、夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととなる。
- この場合、第3号被保険者が就労すれば、分割された納付記録に自らの実際の就労による納付記録が継続され、年金保障は充実していくこととなる。

※ なお、第3号被保険者制度の見直し案としては、以下の負担調整案や給付調整案といった案も議論されてきている。

<負担調整案>

- 個人単位で給付と負担の公平を考えることを徹底していった場合、第3号被保険者について基礎年金が給付される受益に着目した一定の負担を求める案が考えられる。
- この案については、応能負担という厚生年金の原則を変更し、受益に応じた負担を求めることが妥当かという問題、世帯単位での給付と負担の公平が崩れる問題、追加負担分についての事業主負担や保険料徴収事務の問題などがある。

<給付調整案>

- 受益に応じた負担が困難であれば、基礎年金の給付をある程度減額する案が考えられる。
- この案については、全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するなどの問題がある。

- 「有識者調査」や「公的年金制度に関する世論調査」(平成15年2月実施)では、世帯単位で給付と負担を考える考え方が多い。

このような中で、今回改正では、世帯単位で見た場合の給付と負担の公平は維持しつつも、今後、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、自らの就労により負担しそれに応じた給付を受けられることが一般的となる社会を展望し、個人単位での給付と負担の関係に向けた見直しとなる年金分割制度を導入する。

※ 第3号被保険者期間についての年金分割の具体的仕組み

- 具体的には、婚姻期間中の分割であり、世帯での給付額をできる限り維持するため、夫婦がともに65歳に到達した時点で年金の分割の効力を発生させることを基本とする。また、保険料納付記録の分割は、今後の第3号被保険者期間について行うものとする。

『平成16年年金制度改革について 与党年金制度改革協議会 平成16年2月(抜粋)』

4. 女性と年金

(1) 第3号被保険者期間の厚生年金の分割

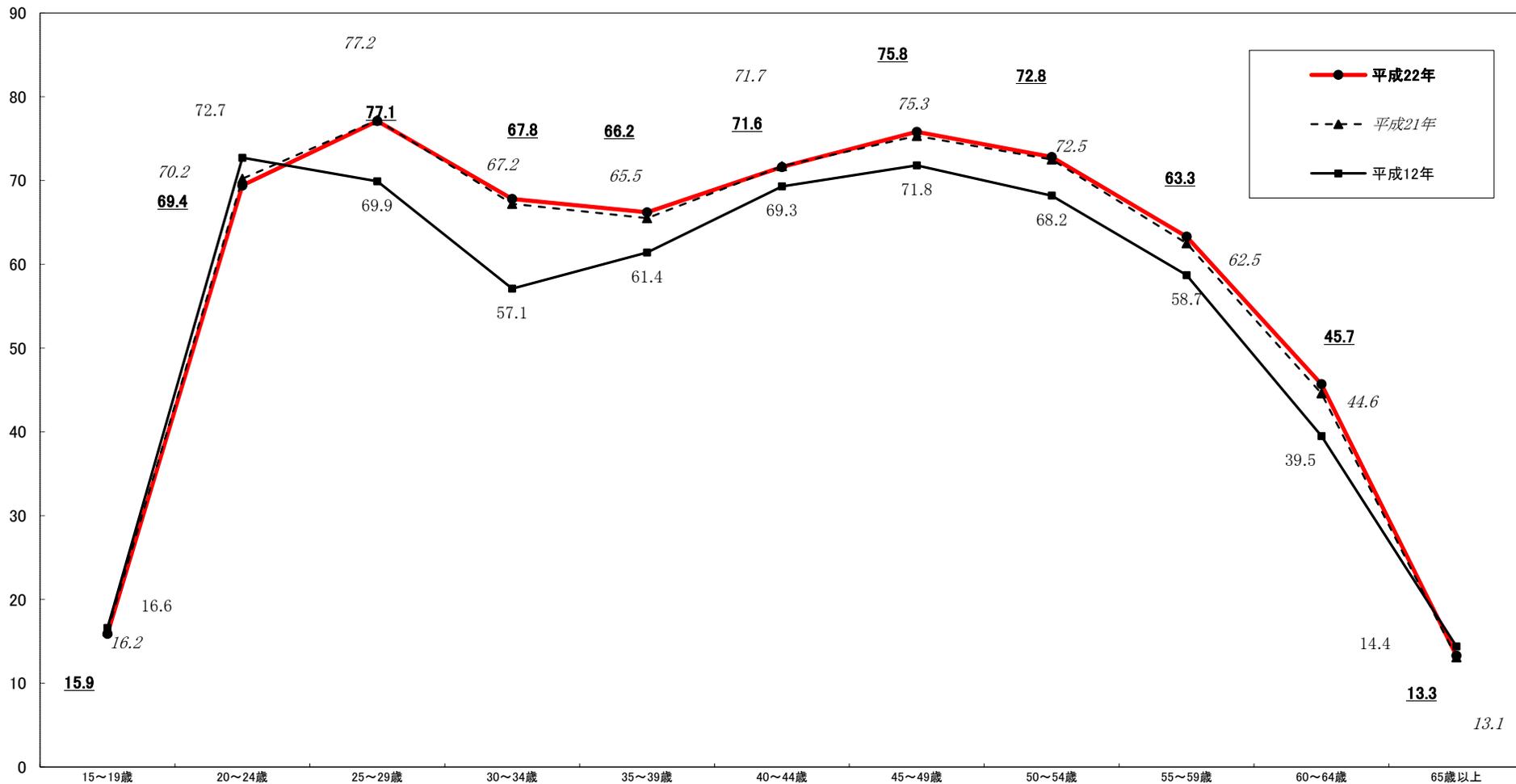
第3号被保険者制度の在り方は、世帯単位での給付と負担の仕組みが設計されている厚生年金の基本的な考え方などに深くかかわる問題である。

この問題を考えるに当たり、被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にもいわば潜在的な権利があることは基本であるが、当面、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できることとする取扱いとし、女性と年金の在り方について、更に検討を深めることとする。

このような認識に基づき、第3号被保険者被保険者期間(施行後の期間)については、離婚した場合又は配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など分割を適用することが必要な事情があるものとして厚生労働省令で定める場合、その配偶者の厚生年金(保険料納付記録)の2分の1を分割できるものとする。

女性の年齢階級別労働力率

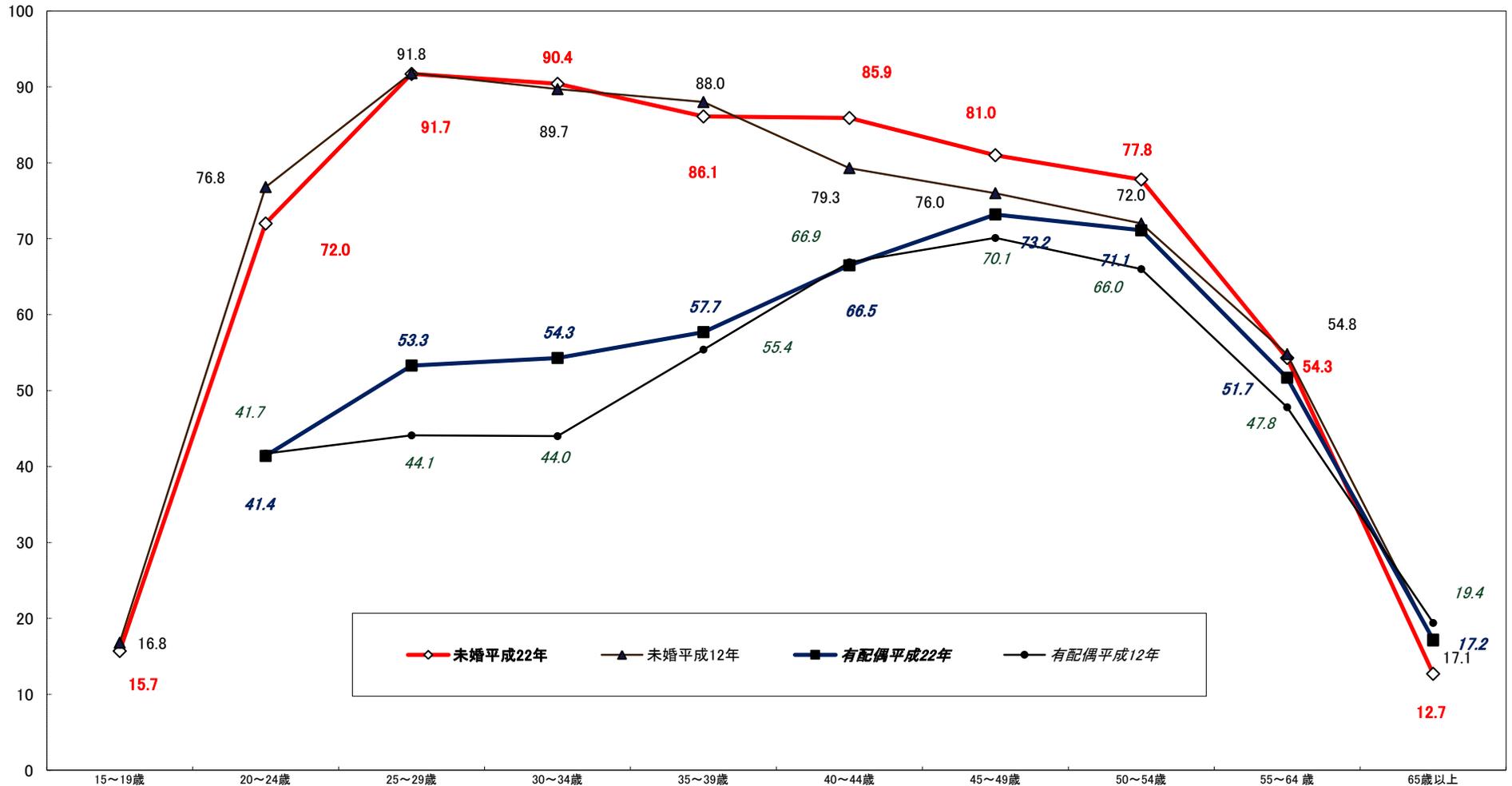
(%)



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(平成12、21、22年)

女性の配偶関係、年齢階級別労働力率

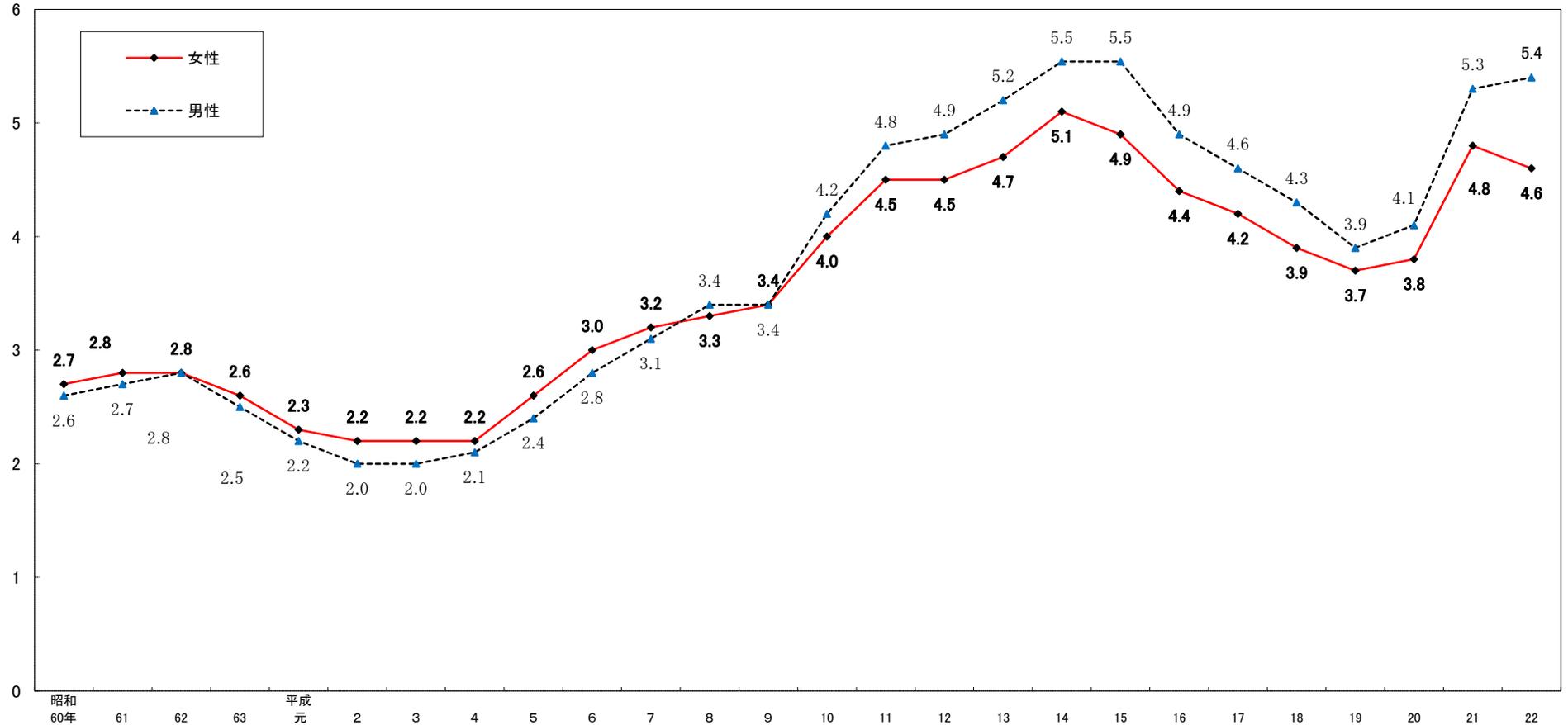
(%)



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(平成12、22年)

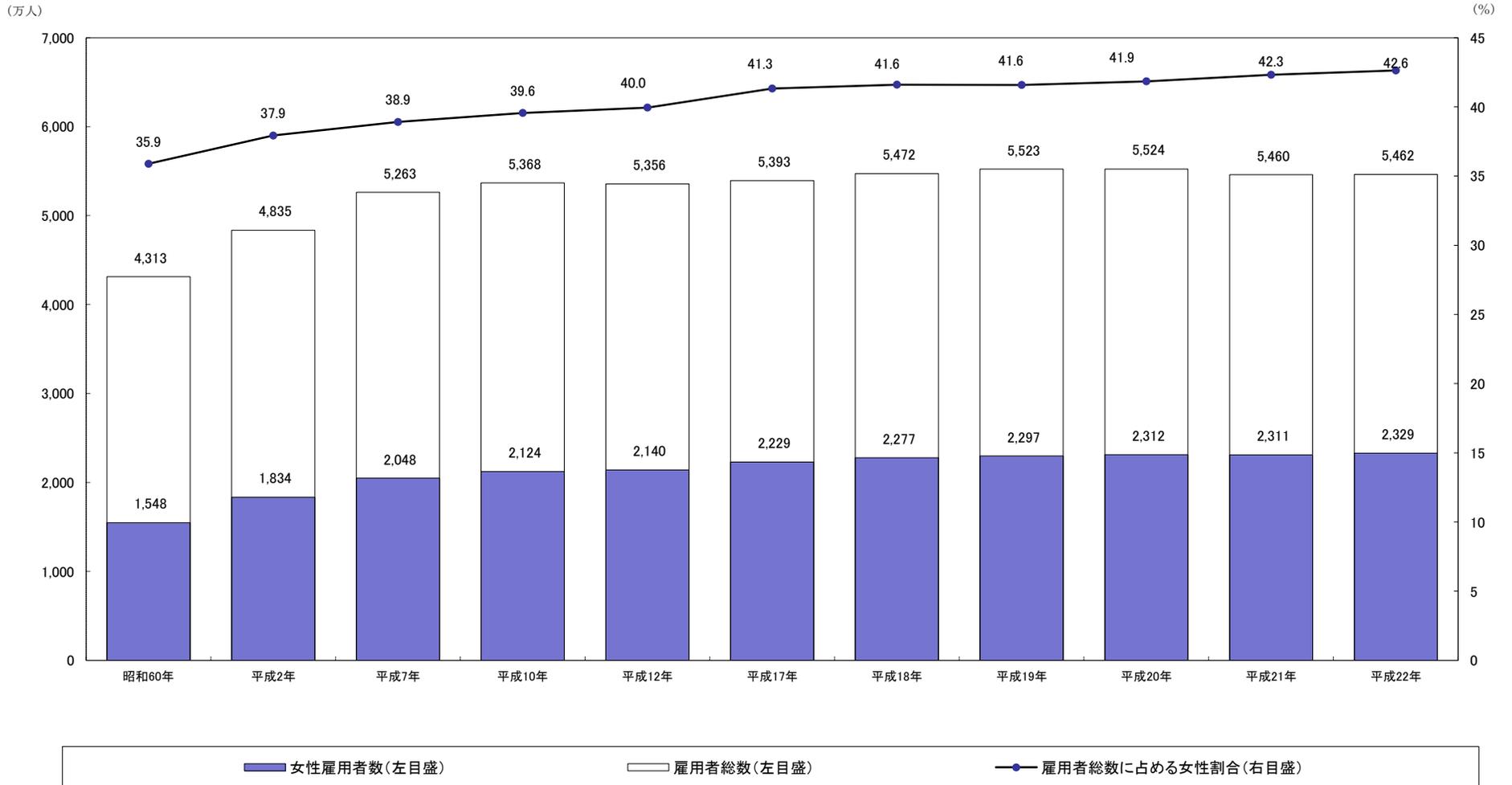
男女別完全失業率の推移

(%)



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

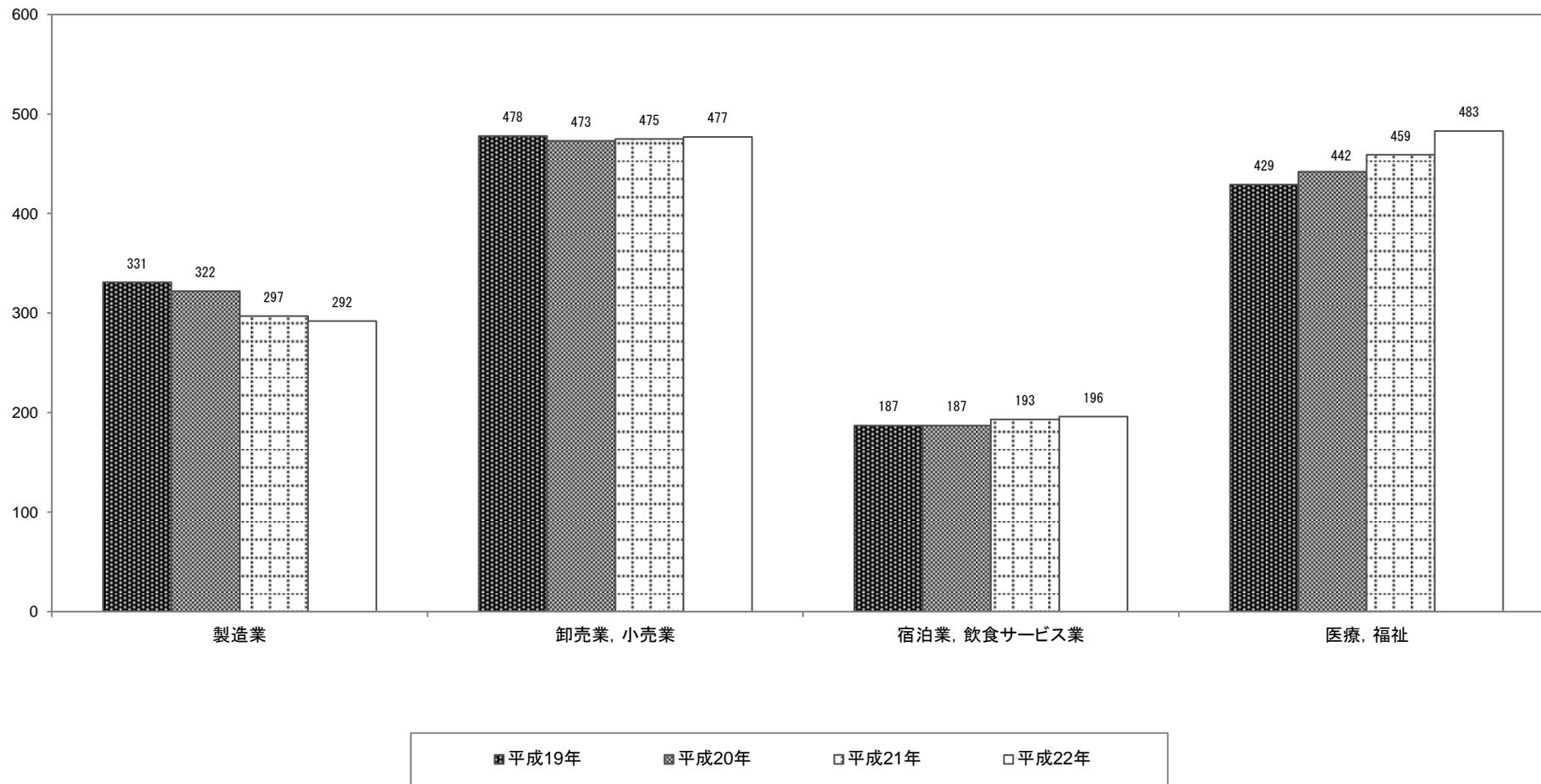
雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

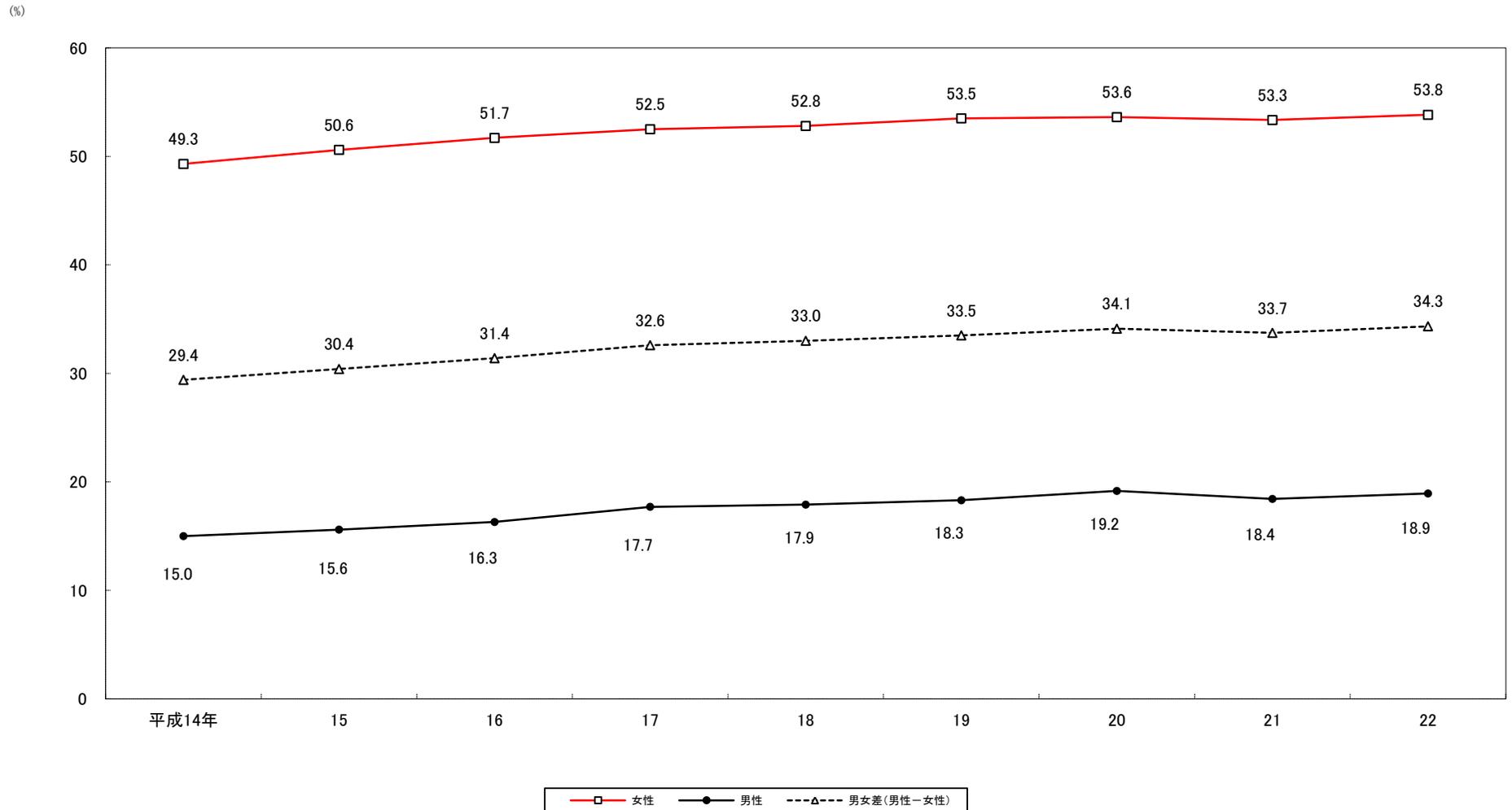
主な産業の女性雇用者数の推移

(万人)



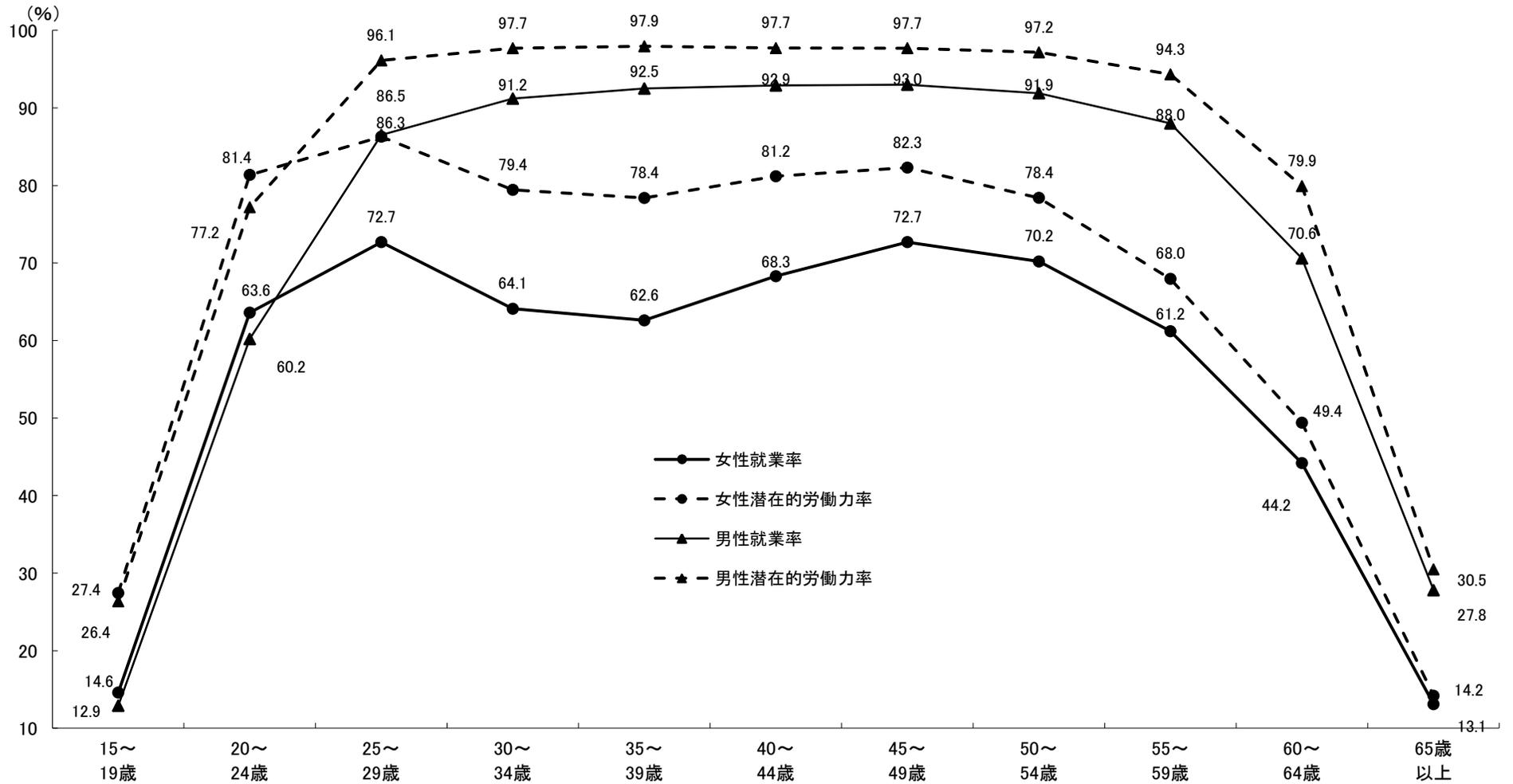
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

非正規の職員・従業員の割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

年齢階級別就業率及び潜在的労働力率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(平成22年)、「労働力調査(詳細集計)」(平成22年)